

障害者差別解消法と合理的配慮

権利条約の締結に向けた国内法整備

- 2009年12月 障がい者制度改革推進会議
2011年 障害者基本法改正
- 2010年 4月 総合福祉部会
2012年 障害者総合支援法
- 2010年11月 差別禁止部会
2013年 障害者差別解消法

障害者差別解消法(案)

- 2013年 4月26日 閣議決定(法案の国会上程)
- 2014年 基本方針
- 2015年 対応要領・対応指針
- 2016年 4月 1日 差別解消法の施行

総則: 障害者差別解消法の目的(1条)

- この法律は、・・・障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
 - 公的機関に関して指示
 - 民間にも推奨している

総則: 障害者の定義(2条1号)

- 「障害者」とは、
- 「身体障害、知的障がい、精神障害(発達障害を含む)その他の心身機能の障害(以下「障害」と総称する)がある者であって、**障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態**

総則: 障害者の定義(2条1号)

「障害」の用語法

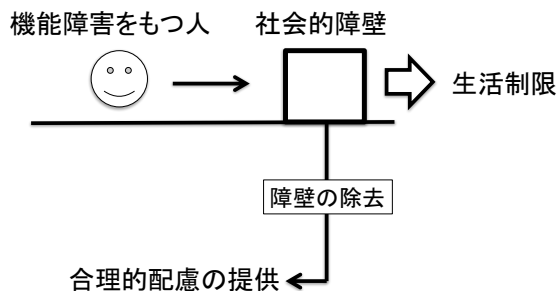
1. 機能障害 = 障害(差別解消法)
 - 法律で決まっている記述
2. 社会的障壁 = 障害(障害物競走)
 - バリアという意味での障害
3. 生活制限 = 障害(障害者条約)

総則：障害者の定義(2条1号)

「障害者」(障がい者)の用語法

1. 機能障害のある者 = 障がい者
- 障害をもっている人が社会にとって害ではないという
意味でひらがなを使う(自治体でしばしば使用)
2. 社会的障壁に直面する者 = 障害者
- こういった障壁は社会にとって有害だからあえて「害」
という字を使う
3. 生活制限を受ける者

社会モデルと合理的配慮



総則：社会的障壁の定義

- 「社会的障壁」とは
- 「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」

- ①物理面、②制度面、③情報面
- ④意識面、⑤態度面の障壁

差別解消措置(7条-13条)

• 義務主体(行政機関等と事業者)が

- 不当な差別的取り扱い

をしてはならないこと

- 合理的配慮の不提供

をしてはならないこと

を意味する

差別解消措置(7条-13条)

1) 不当な差別的取り扱い=作為による差別

- 積極的に障害者を区別して排除する

2) 合理的配慮の不提供 =不作為による差別

- 何もしないこと、対応しないこと

基本方針Ⅱ-2:不当な差別的取り扱い

• 「法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、…障害者と障害のない者との間での異なる取り扱いにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している」

基本方針Ⅱ-2:不当な差別的取り扱い

- 正当な理由に相当する場合
 - 正当な目的の下に行われたものであり
 - その目的に照らしてやむを得ないと言える場合
- 正当な理由
 - 具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要
- 差別に当たらない例(大阪)
 - コンサート会場で大声をだし、会場を出される
 - 車椅子で入店した場合に、店を破損することがある

基本方針Ⅱ-3:合理的配慮

- 「法の合理的配慮は、権利条約における合理的配慮の」定義を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、**個々の場面における障害者が必要としている社会的障壁の除去のため取り組みであり、かつ、その実施にともなる負担が過重でないものである**

基本方針Ⅱ-3:合理的配慮

- ① 個別の必要
- ② 適切な変更
 - 当事者が望まない変更はよろしくない
- ③ 非過重な負担
 - reasonable

基本方針Ⅱ-3:合理的配慮

合理的配慮は

- ① 行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られる。

基本方針Ⅱ-3:合理的配慮

合理的配慮は

- ② 障害のない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものである。

基本方針Ⅱ-3:合理的配慮

合理的配慮は

- ③ 事務・事業の目的、内容、機能の本質的な変更には及ばない。

- 「障害のある子が卒業論文を書かずとも良い」は合理的配慮に相当するか？

…本質的なルールがかわってしまう。
情報の入力、出力の代替手段を提供することは合理的配慮に相当する。

基本方針 V-1:その他(環境整備)

「法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる**事前的改善措置**(・・・)については、個別の場合において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備に努めることとしている」(5条参照)

基本方針 V-1:その他(環境整備)

- 合理的配慮
 - 個別的対応
- 事前的改善措置
 - 不特定多数に対して
 - 当事者がおそろくこういうことを訴えるであろう
 - いざ当事者がきた時対応しやすい

インクルDB (インクルーシブ教育システム構築支援データベース)

文字の大きさ 小 標準 大

表示色の変更 標準 黒 白

アクセシビリティポリシーの更新

フォームの使い方

検索

トップページ | 実践事例データベース | 法令・通知等 | Q&A | 研究報告・リンク | 教育相談情報

トップページ

インクルDBについて

本サイトには、大きく2つのコンテンツがあります。

①「合理的配慮、実践事例データベース」は、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取りまとめられている実践事例について検索するシステム (データベース) です。

②「関連情報」では、インクルーシブ教育システム構築に関する様々な情報を掲載しています。

「合理的配慮、実践事例データベース」

▶ **実践事例データベース**

平成26年度実践事例データベース (併) 追加しました。
<実践事例データ 計 158件 公開> (H26.6.9)

【事例の検索、活用される際の留意事項】
【実践事例データベースの検索方法】

【インクルDBリリースノート (功守=印刷版)】
【インクルDBリリースノート (白黒印刷版)】

関連情報

▶ **法令・通知・用語等**

法令・通知や関連用語の解説など

▶ **Q&A**

インクルーシブ教育システム構築に関する 関係者向けQ&Aを 設けました。

▶ **研究報告・リンク**

研究に関する情報、教材に関する情報など

<http://inclusive.nise.go.jp>

21

発達障害の定義

- 第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

発達障害者支援法より

発達障害の定義

- 発達障害者支援法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。
- 発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

発達障害者支援法施行令、施行規則より

定義のまとめ

- 「発達障害」とは、
- 脳機能の障害で、症状が通常低年齢において発現するもの
 - 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害→これらを「**自閉症スペクトラム障害**」
 - 学習障害
 - 注意欠陥多動性障害
 - 言語の障害
 - 協調運動の障害
 - 心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害
 - てんかんなどの中枢神経系の疾患脳障害や脳血管障害の後遺症が上記の障害を伴えば対象になる

知的障害と発達障害

知的(発達)障害は、

- 同年齢の子供と比べて 知的機能の発達に遅れ
 - 「他者との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての**適応能力**が**不十分**
 - 社会生活などへの適応が難しく特別な配慮や支援を要する
- 発達障害は、適応能力の問題はあるが、知能は正常域(IQ=70以上)
 - ただし、発達障害の中には適応能力が不十分な子どももたくさんいる

知的障害は、法律上は「発達障害」ではないが、発達障害を合併している場合も多く、実質は発達障害に対する対応をする必要がある事が多い
